

**【表紙】**

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書の訂正報告書                      |
| 【提出先】      | 関東財務局長                           |
| 【提出日】      | 2024年7月17日                       |
| 【会社名】      | 株式会社スーパーバリュー                     |
| 【英訳名】      | SUPER VALUE CO., LTD.            |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役執行役員社長 内 田 貴 之              |
| 【本店の所在の場所】 | 埼玉県上尾市愛宕三丁目1番40号                 |
| 【電話番号】     | 048-778-3222(代)                  |
| 【事務連絡者氏名】  | 常務取締役執行役員 中 谷 圭 一                |
| 【最寄りの連絡場所】 | 埼玉県上尾市愛宕三丁目1番40号                 |
| 【電話番号】     | 048-778-3222(代)                  |
| 【事務連絡者氏名】  | 常務取締役執行役員 中 谷 圭 一                |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2024年5月20日開催の取締役会において、当社が運営しているSuperValue練馬大泉店に関する不動産（建物及び構築物）（以下、「本件売却物件」という。）を、当社の親会社である株式会社OICグループに売却（以下、「本件売却」という。）する不動産売買契約（以下、「本件売買契約」という。）の締結を決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、2025年2月期第2四半期決算において、約14億60百万円を固定資産売却益として特別利益に計上する見込みである旨の臨時報告書を提出しました。しかしながら、本件売買契約では、本件売却物件の利用に必要な土地について、当社が保有する借地権の借地権設定者から本件売却に係る承諾を得ていることを前提条件としておりましたが、当該承諾を得ることが合理的に困難であることが見込まれたため、2024年7月16日開催の取締役会において、本件売買契約を解除することを決議、同日付で本件売買契約を解除し本件売却を中止いたしましたので、当該臨時報告書を取り下げるものであります。

## 2【訂正内容】

2024年5月20日提出の臨時報告書を取り下げます。